

令和3年神審第32号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年12月29日14時25分

大阪府阪南港南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 4.0トン

登録長 7.89メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、舵輪の前方右舷寄りに魚群探知機を組み込んだGPSプロッターを、舵輪の後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和2年12月29日07時00分阪南港第3区のマリーナを発し、和歌山県地ノ島東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時40分釣り場に到着して釣りを行い、その後釣り場を移動し、13時30分和歌山県沖ノ島北西方沖合の釣り場で釣りを終えて帰航することとし、同釣り場を発進して帰途に就いた。

帰途に就いたとき、a受審人は、同月27日は08時30分に釣りに出掛けたものの15時00分に帰港し、翌28日は22時00分まで自宅で過ごした後に出発し、翌29日00時00分に前示マリーナに到着してA船内で約7時間の睡眠をとり、疲労が蓄積した状態でも、睡眠が不足した状態でもなかった。

a受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢で、右手で舵輪を握りながらGPSプロッターを作動させて沖ノ島北西方沖合を東行し、13時32分友ヶ島灯台から349度（真方位、以下同じ。）1,500メートルの地点で、針路を065度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、阪南港南西方沖合を続航し、14時18分半少し前大阪府岡田港波除堤灯台（以下「岡田港灯台」という。）から266度1.21海里の地点に達したとき、周囲に他船を見掛けなかった安心感から気が緩んで眠気を催し、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、もうすぐ目的地に着くので、居眠りに陥ること

はないものと思ひ、操縦席から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、操縦席に腰掛けた姿勢のまま進行した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢のまま操船を続けていつしか居眠りに陥り、右手で舵輪を握ったまま、緩やかに右転しながら阪南港南西方沖合のりんくう公園の砂浜に向かって続航し、14時25分岡田港灯台から047度1,760メートルの地点において、Aは、船首が090度を向き、原速力のまま、同砂浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を、プロペラ及びプロペラ軸に曲損をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、阪南港南西方沖合において、同港第3区に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、りんくう公園の砂浜に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、阪南港第3区のマリーナに向けて操縦席に腰掛けた姿勢で手動操舵により帰航中、周囲に他船を見掛けなかった安心感から気が緩んで眠気を催した場合、操縦席に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、もうすぐ目的地に着くので、居眠りに陥ることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢のまま操船を続けていつしか居眠りに陥り、緩やかに右転しながらりんくう公園の砂浜に向かって進行

し、同砂浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広